

## パートナーシップ契約

甲

シクロツーリズムの団体であり、ACP と略され、Paris 143 rue Saint-Maur (75011)に所在し、その会長を以って代表する AUDAX CLUB PARISIEN (オダックスクラブパリジャン) (以下 ACP と記す) と

乙

日本国横浜市青葉区新石川 1-32-16 に所在する加藤孝 (以下 ACP Representative と記す) とは

以下の条件に合意する。すなわち、AUDAX CLUB PARISIEN は：

- \* ブルベードランドヌール ア-アリユール-リブル (所定の制限時間内に各自ペースで走るランドヌールの認定) を全世界に推奨することを希望する。ブルベードランドヌール ア-アリユール-リブルは 1921 年に創設されたモデルに基づき、現在は「Brevet de Randonneurs Mondiaux」の規則によって運営されているものである。
- \* 諸活動が非営利目的であり、ACP Representative は営利を追求しないという特徴を維持することを希望する。
- \* 実在する個人のみを ACP Representative として任命することにより、国際的な組織改革を実施することを決定した。
- \* 国際的なレベルにおいて、ACP Representative が担う役割を具体的に定義、体系化することを希望する。
- \* Brevet de Randonneurs Mondiaux の規則を再形成することを希望する。

両署名人である甲と乙は以下の契約内容について合意した：

第1章：総則

第2章：ACP Representative

第3章：ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者

第4章：ACP Representative の活動

第5章：ACP の BRM 責任者の活動

第6章：Audax Club Parisien の監督権

第7章：特徴

第8章：個人情報の保護に関して

第9章：本契約の履行に関わる問題と解決策について

第10章：最終的な解決策について

## 第一章

### 総則

#### 第1条

Audax Club Parisien (ACP: オダックス クラブ パリジャン) (以下を甲という) とオダックス ジャパン (以下を乙と言う) は Brevet de Randonneurs Mondiaux (ブルベ ド ランドヌール モンディオ) の規定に従ってサイクリング ランドヌール ア-アリュール-リブル(各自のペースで走る長距離走) サイクリングイベントを開催し、奨励することを目的としたパートナーシップ契約を締結する。

1. 本契約は Randonneurs Mondiaux (RM: ランドヌール モンディオ) が甲と乙を含む会員と進めている提携関係 (パートナーシップ関係) の一環をなすものとする。
2. 以下を本契約の目的とする。
  - a) 甲と乙の協力関係を促進するための方法を定義し、
  - b) 合意された枠組みのなかで、両者間の協力体制を構築すること。

## 第二章

### ACP Representative (国内代表者)

#### 第2条

Audax Club Parisien (甲) は実在する個人である ACP Representative (乙) に対し、指定した地域内で開催される Brevet de Randonneurs Mondiaux の管理監督を委任する。

本契約では ACP Representative が監督する地域は日本国である。

#### 注

1. 本契約が定義する地域範囲とは少なくとも当該国の領土と一致するものとする。しかし、Brevet de Randonneurs Mondiaux が世界的に拡大し、普及した課程で、歴史的な事情により、カナダとスペインでは割り当てられた地域は国家の領土とは一致せず、スペインでは2地域、カナダでは6地域が地域として認められている。これら2国に関しては、今後各地域を統合することが望ましい。

2. ACP Representative (乙) は割り当てられた地域において、その地域を管轄する。
3. 本契約の第9条の2項が規定する場合を除いて、ACP Representative (乙) は自国において ACP に直接連絡できる唯一の窓口である。

### 第3条

ACP Representative はその任期中、クラブに所属し、クラブ員としてその職務を遂行することが望ましい。すなわち、サイクリング ランドヌール ア-アリュール-リブル (各自のペースで走る長距離走) を奨励することを会の目的とするクラブの一会員としてその職務を遂行することが望ましい。そのクラブの活動基盤は全国的、広域的、もしくは特定の地域に限定したものであってもよい。

ACP Representative は ACP に対し、自分が加入している組織について報告する義務がある。なお、本契約付録1には ACP Representative が所属しているクラブ名が記載されている。

ACP Representative が必要と判断した場合には、自国において新たな組織を設立できる。その場合、新組織の名称には“Randonneur”という単語を含めなければならない。その新組織は少なくとも自国において Brevet de Randonneurs Mondiaux を監督し、また、Brevet de Randonneurs Mondiaux の規定に従ってサイクリング ランドヌール ア-アリュール-リブル (各自のペースで走る長距離走) イベントを奨励することを会の目的とすること。

### 第4条

ACP Representative は営利目的のために Brevet de Randonneurs Mondiaux を奨励し、主催してはならない。同様に、ACP Representative は営利目的のために Brevet de Randonneurs Mondiaux を奨励しているクラブの一員として ACP との業務遂行、また、他の営利団体とも協力、提携をしないことが望ましい。

### 第5条

ACP Representative はそれまで加入していた団体から脱会して、別の団体に転籍することを望んだ場合、ACP に組織変更を提案できる。その際、転籍にいたった事情を記載した報告書を ACP に提出しなければならない。ACP Representative が所属していたクラブは本契約を無効にすることはできないし、ACP Representative が承諾しない限り、ACP Representative を変えることができない。ACP Representative がもはや職務を遂行する意思が無く、辞任する意向を表明した場合、第10章の規定にもとづき、Audax Club

Parisien に通知しなければならない。Audax Club Parisien は ACP Representative の後任者を自由に指名することができるが、その場合必ずしも同じ団体、クラブの会員を指名するとは限らない。

## 第 6 条

ACP Representative は自動的に LES RANDONNEURS MONDIAUX (RM) の会員として登録される。RM は、国際的な協会であり、其の会員は Audax Club Parisien の代表団と本契約が定義する、各国の ACP Representative によって構成される。

各 ACP Representative は割り当てられた地域を代表する。第 20 条の規定に従い、本契約が失効した時点から 2 ヶ月以内に、ACP Representative は LES RANDONNEURS MONDIAUX の会員としての任期を終える。

## 第三章

### ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者

## 第 7 条

Audax Club Parisien は会員の中から Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者を一名以上任命する。年次総会後の役員会において、ACP の会長は一名以上の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者を役員会に推薦し、役員会の承認を求める。

会長が複数の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者を推薦した場合、各 Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者にはそれぞれ少なくとも一つの地域を割り当て、担当する地域の ACP Representative のリストを各人に提示する。本契約の規定により、ACP Representative が担当する地域は添付 1 に記載されている。

日本を担当している ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 担当責任者名は添付 1 に記載されている。

## 注

1. ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は管轄している地域において Brevet de Randonneurs Mondiaux が正しく運営、実施されていることを保障する責務を負う。
2. ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は 管轄する地域の ACP Representative 以外の人とは直接連絡することができない。自分の管轄権

が及ばない地域の運営には介入することはできない。

#### 第8条

ACP の役員会は任期の途中であっても ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者を解任できる。その際、ACP は 15 日以内に、管轄地域内の ACP Representative 全員に対し、ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者を解任した事実を通知しなければならない。

ACP が ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者を解任した場合、本契約の有効性と継続性を保証するために、後任者の名前と管轄する地域を新たな条文として本契約に追記する。

### 第四章

#### ACP Representative の活動

#### 第9条

ACP Representative は管轄する地域内において ACP に直接連絡できる唯一の窓口である。

1. ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は、管轄する地域内に籍を置く個人もしくは団体が直接 ACP に連絡をした場合、受け取った信書などを未開封のまま当該地域の ACP Representative に転送する。
2. ACP Representative は自国を担当している Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者を通じてしか ACP に連絡することが出来ない。

#### 注

複数の公用語が使われている国の場合、ACP Representative は他言語を理解できる補佐役を任命できる。その補佐役の名前と担当する言語は本契約の付録1に記載している。ACP Representative の補佐役は通信文を作成するなど、ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者と ACP Representative との間の意思の疎通を支援する。いかなる場合においても、補佐役は ACP Representative の意見を尊重し、その指示に従わなければならない。ACP Representative の補佐役の名前と担当する言語は Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダー、フローチャートなどにも記載される。ACP Representative は随時補佐役を変更することができる。補佐役を変更した場合、交代要員の名前を書面で通知すればよ

い。

## 第10条

ACP Representative は自国において、最低一年に2回 Brevet de Randonneurs Mondiaux が開催され、また PBP 開催年には 全 Brevet de Randonneurs Mondiaux シリーズ (200km、300km、400km、600km) が開催できるように主催者を支援しなければならない。

自国内において直近の PBP 開催年から次の PBP の開催年までの間、一年以上 Brevet de Randonneurs Mondiaux が一度も開催されない空白期間があってはならない。ACP Representative は Brevet de Randonneurs Mondiaux の開催を地域主催者に委託することができる。

ACP の Representative は任期中に職務上有益であると判断した業務を所属しているクラブに委託することができる。(有益な業務とは Brevet de Randonneurs Mondiaux を奨励し、主催し、自国の Brevet de Randonneurs Mondiaux スケジュールを管理し、トロフィー、規約、ブルベカードを準備することなどである)

1. Brevet de Randonneurs Mondiaux を奨励する組織は営利目的のために Brevet de Randonneurs Mondiaux を主催してはならない。さらに、本契約の付録4第7条の規定に従い、可能な限り参加費を低い金額に設定しなければならない。また、各主催者は参加費を一定の範囲内に設定することが要求される。たとえば、フランスでは2005年、メダル代を除いた参加費を2ユーロから6ユーロの範囲内に設定している。
2. 地域主催組織は Brevet de Randonneurs Mondiaux を主催するための活動基盤を提供している。
  - a) 地域主催組織はその活動から利益を得てはならないし、営利目的を持つ企業との商業的な利害関係を持つべきではない。
  - b) 地域の主催者は組織に所属し、一会員として活動することが望ましい。
  - c) 地域主催者は損害賠償保険もしくは公道を使ったイベントを開催する際に自国で必要とされる保険に加入しなければならない。
  - d) 地域主催者は ACP Representative の意見や決定を尊重しなければならない。
  - e) Brevet de Randonneurs Mondiaux を奨励するための組織体制は以下の3階層からなる：ACP、ACP Representative が任期中に業務を遂行している団体、Brevet de Randonneurs Mondiaux の地域主催者組織。本契約付

録 2 には、考えうる様々な組織の形態を例示している。

3. ACP Representative は自らブルベのコースを設定することも、コースのせつていを地域主催者に委任することもできる。ACP の代表は開発されたコースが本契約付録 3 に記載されている条件に遵守しているかどうかをチェックし、新たに設定したコースについては Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダーが確定する前に ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者の承認を得るものとする。ACP が承認したコースだけが Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダーに掲載される。
4. ACP Representative は自国の Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダーを準備する。
  - a) ACP Representative は規定の期間内に翌年予定されている Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダーを ACP に提出する。申請書は本契約書添付 6 の書式を使うこと。
  - b) ACP Representative は自国の Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダーが ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者が承認したものと一致していることを保障しなければならない。
  - c) ACP は Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダーに掲載されたイベントしか認定しない。
  - d) Brevet de Randonneurs Mondiaux カレンダーが確定した後に、Brevet de Randonneurs Mondiaux の開催日、時間、ルート、コントロールポイントの所在地などを変更したい場合は、主催者は ACP Representative を通じて ACP に変更を申請しなければならない。変更を希望する重大な理由がない限り変更は認められない。
5. ACP Representative は主催者に対し、道路交通法を遵守するよう指導しなければならない。主催者に対し規制当局に連絡するよう求めたり、道路交通法の遵守を要求することができる。ACP Representative は Brevet de Randonneurs Mondiaux のルールのうち、特に安全に関する規定に注意を払い、遵守しなければならない。
6. ACP Representative は、Brevet de Randonneurs Mondiaux の円滑な運営のために必要な文書類などを Brevet de Randonneurs Mondiaux 主催者に提供しなくてはならない。(特にブルベカード)
  - a) 適切なブルベカードが自国にない場合、ACP Representative は Audax Club Parisien のブルベカードを主催者に配布する義務がある。

- b) 主催者が自国内で適切なブルベカードを準備できる場合、ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者はそのブルベカードの使用を承認しなければならない。
7. ACP Representative は Brevet de Randonneurs Mondiaux のリザルトを速やかに処理しなければならない。ACP Representative は Brevet de Randonneurs Mondiaux 開催日より 30 日以内にリザルトを ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者に送信し、認定番号を要求しなければならない。
- a) Brevet de Randonneurs Mondiaux のルールに従って開催された Brevet de Randonneurs Mondiaux のリザルトは全て ACP Representative に提出し、認定されなければならない。ルール違反が発覚した場合を除いて、全ての Brevet de Randonneurs Mondiaux は認定される。
- b) リザルトは添付 5 に準じた書式に記載して、電子メールで ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者に送信すること。（本契約の添付 5 を参照）
- c) リザルトは最低以下の情報を含むものとする。

主催者欄

クラブ名+ACP コード

主催日時

BREVET の距離

参加者欄

参加者の姓名

参加者が所属するクラブ+ACP コード

完走タイム

その他

本契約対象国の主催者クラブコードの一覧表は添付資料 7 に記載している。

ACP Representative は新規のクラブに関する詳細な報告を ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者に送るものとする。ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は認定番号を付与する際に、当該クラブに対し新規のクラブコードを割り当てる。しかし地域の範囲が適切であると判断された場合、ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者はクラブコードを伝え、なおかつ『電子版』のリザルト表で特記する。



ブルベ 開催日より 30 日以上経過して、提出されたりザルトは、ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者が認めない限り、認定されない。

8. ACP Representative は ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者から認定番号を受け取ったら、参加者にブルベカードとメダルを配布しなければならない。

#### 第 11 条

ACP Representative は自国で開催されている全てのブルベが Brevet de Randonneurs Mondiaux ルールに準拠していることを保障しなければならない。本契約の添付資料 4 にはそのルールが記載されている。

#### 第 12 条

ACP Representative は ACP から年間の請求書を受け取った日から 3 ヶ月以内にその代金を支払うことに同意する。

債務の支払いが滞った場合、ACP は当該地域の ブルベ を認定しないし、メダルやブルベカードの郵送も停止する。

### 第五章

#### Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者の活動

#### 第 13 条

ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は Brevet de Randonneurs Mondiaux を奨励し、Brevet de Randonneurs Mondiaux 主催者組織を支援し、債権の回収を管理する責任を負う。

1. 各国の ACP Representative が提出したブルベのスケジュールを集約して、Brevet de Randonneurs Mondiaux の年間カレンダーを準備する。
2. ACP Representative の要請があれば、ACP が発行するブルベカードを支給する。
3. 申請があった ブルベ を確実にブルベのカレンダーに掲載し、特に認定料を含む諸費用の支払い状況をチェックする。
4. ブルベカードを定し、認定シールと注文があればメダルを ACP Representative に郵送する。

## 第14条

ACP は随時、事前通告もせずに、Brevet de Randonneurs Mondiaux の会計を抜き打ちで監査する権利を留保する。

1. ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者はカレンダーに掲載されているブルベの認定番号の提出を請求できる。
2. ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は認定番号を付与する前に使用したブルベカード原本の提出を求めることができる。ACP Representative は要請があれば、速やかにブルベカードを提出しなければならない。
3. ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は主催者が参加者に配布した Brevet de Randonneurs Mondiaux のコース図を含む、参加案内の資料の提出を求めることができる。
4. CP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は ACP が承認した全ての Brevet de Randonneurs Mondiaux でシークレット CP を設定して抜き打ち検査を実施することができる。
  - a) シークレット CP をスタート、ゴール地点で、あるいはルートの途中に開設できる。
  - b) 主催者や ACP Representative には事前通告をしなくてもよい。
  - c) 抜き打ち検査を ACP のメンバーに委託することもできる。その場合、抜き打ち検査を担当する ACP の会員は証明書を携帯しなければならない。この証明書には主催クラブ名と Brevet de Randonneurs Mondiaux 開催日時が記載され、また抜き打ち検査を担当する会員についての情報も掲載するものとする。抜き打ち検査を担当する者は検査日を記入しその文章に署名する。
5. 不正行為が確認された場合、ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者は該当 Brevet de Randonneurs Mondiaux の参加者や主催者クラブに認定を与えない権利を留保する。

## 第15条

ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者の決定に対し異議が唱えられた場合、ACP Representative は ACP の会長に書留郵便で該当案件の詳細な報告を提出し、会長を通じて運営委員会に報告する。

## 第七章

### 商標権などの商業的特権

#### 第16条

1. Brevet de Randonneure Mondiaux、Paris-Brest-Paris Randonneurs、Audax Club PARISIEN は登録商標である。Audax Club Parisien は ACP の Brevet de Randonneurs Mondiaux 責任者に対し、サイクリング ランドヌール ア-アリュール-リブルを奨励する目的であれば、それらの称号の使用を認める。
2. これらの称号の使用は Audax Club Parisien が承認した組織体制とのかかわりの中でのみ許可する。
3. 本契約書で使用している全ての称号は Audax Club Parisien に帰属する。

## 第八章

### 個人情報の保護

#### 第17条

1. 本契約が想定している活動の範囲内での個人情報の送信および処理に関しては、ACP および ACP Representative が所属する国の個人情報の保護に関する国内法が適用される。
2. 本契約が想定している活動の範囲内であれば、個人情報の扱いは以下の指針に従うものとする。
  - a) 契約当事者間で個人情報を開示する場合、その用途が本契約が想定する範囲内であれば認められる。しかし、本契約が規定する目的以外のために個人情報を使う場合は、予め送信者の承諾を得る必要があり、また受信側国の個人情報に関する国内法が適用される。
  - b) 契約当事者は送信したデータが正確であることを保障しなければならない。データの誤りに気がついた時点で、情報を提供した側は是正措置をとらなければならない。
3. 契約当事者は個人の権利が侵害される、もしくは乱用される事態を防止するために、個人情報は適切に管理しなければならない。そのためには情報の管理を独立した監査役に委託し、もしくは委員会を設置することによって、個人情報の保護を図ることができる。

## 第九章

### 本契約の履行に関わる問題と解決策について

#### 第 18 条

1. 本契約の履行や解釈をめぐって意見の対立が生じた場合、本契約当事者の協議により解決を図るものとする。
2. 契約当事者は本契約の実施や解釈に関する意見を募るための専門家会議を招集し、パートナーシップ契約をさらに進展させるための方策を提案できるものとする。

#### 第 19 条

本契約は過去に締結された当事者間の契約を無効とし、それに置き換える契約である。また契約当事者が誰であろうと、該当地域では、ACP と締結されたいかなる契約をも無効とする。現在の ACP Representative とは別の人物が以前契約当事者として存在していた場合は、ACP は郵便書留で該当者に新契約について通知する。

#### 第 20 条

1. 本契約は締結された時点から効力を有する。
2. 本契約は契約期間を明示しない。
3. 本契約を終了させたい場合、契約が終了する日時より 2 ヶ月前に契約当事者に通知しなくてはならない。契約が終了しても本契約が規定する協力関係になんら影響を与えないし、そこから発生する権利と義務にも影響が及ばない。

本契約は 2005 年 10 月 15 日、フランス国パリにおいて準備され、フランス語と英語版、各 2 部の原本が準備された。契約当事者はフランス語と英語版各一部を保管する。

日本語翻訳 井手マヤ、本多海太郎、加藤孝、下國治